

定 款

株式会社アイガー

令和4年2月25日改訂

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社アイガーと称し、英文では、I G E R I n c . と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 広告代理業
- 2 ウェブサイトの企画、制作及び保守業務
- 3 印刷物、パンフレット、チラシ、卒業アルバム等の制作、販売
- 4 各種イベントの企画、制作、運営
- 5 情報処理サービス業並びに情報提供サービス業
- 6 前各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、電子公告により行う。

②やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、428万株とする。

(自己株式の取得)

第6条 当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株式の権利制限)

第8条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ②株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- ③当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款に定めるものの他、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第11条 当会社は、毎年11月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- ②前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

第3章 株主総会

(招 集)

第12条 定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役会の決議によって取締役社長が招集する。

取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

②株主総会においては、取締役社長が議長となる。

取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第14条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

②前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

②会社法第309条第2項に定める決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第18条 当社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役は7名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- ②取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ②増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会の招集権者及び議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(代表取締役及び役付取締役)

第23条 当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

- ②代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
- ③取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選定し、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規則)

第28条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第30条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(非業務執行取締役との責任限定契約)

第31条 当会社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、会社法第423条1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役及び監査役会の設置)

第32条 当会社は監査役及び監査役会を置く。

(監査役の員数)

第33条 当会社の監査役は、3名以内とする。

（監査役の選任）

第34条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（監査役の任期）

第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

②補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の終了する時までとする。

（常勤監査役）

第36条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）

第37条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

（監査役会の決議の方法）

第38条 監査役会の決議は、法令で別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

（監査役会の議事録）

第39条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

（監査役会規則）

第40条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。

（監査役の報酬等）

第41条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第42条 当社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(監査役との責任限定契約)

第43条 当社は、監査役との間で、会社法第423条1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第44条 当社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第45条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第46条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

②会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第47条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第48条 当社の事業年度は、毎年12月1日から翌年11月30日までとする。

（期末配当金）

第49条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年11月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。

（中間配当金）

第50条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年5月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主及び登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

（期末配当金等の除斥期間）

第51条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払いの義務を免れるものとする。

②未払の期末配当金及び中間配当金には利息を付けない。

令和4年2月25日 改訂

改訂状況	改訂No.	改訂年月日	主な改訂内容
	1	平成4年3月31日	・ 目的の変更（営業範囲を広げる）
	2	平成5年9月4日	・ 発行可能株式総数の変更（160株⇒640株）
	3	平成5年9月8日	・ 発行可能株式総数の変更（640株⇒800株）
	4	平成5年10月29日	・ 営業年度の変更（4/1-3/31⇒12/1-11/30）
	5	平成22年7月21日	・ 取締役及び監査役の任期に関する規程の変更 （取締役 2年⇒10年、監査役 2年⇒10年）
	6	平成23年5月10日	・ 目的の変更（レストラン事業の追加）
	7	平成26年7月31日	・ 本店の変更（中央区⇒千代田区）
	8	平成27年12月1日	・ 機関構成に関する規程の新設 （取締役役会、監査役） ・ 発行可能株式総数の変更（800株⇒10万株） ・ 株券を発行する旨の規定廃止 ・ 取締役及び監査役の任期に関する規程の変更 （取締役 10年⇒2年、監査役 10年⇒2年） ・ 取締役の会社に対する責任の免除に関する規程の新設 ・ 非業務執行取締役の会社に対する責任の制限に関する規程の新設 ・ 監査役の会社に対する責任の免除に関する規程の新設 ・ 監査役の会社に対する責任の制限に関する規程の新設
	9	平成28年6月27日	・ 株券の不発行への変更に伴う名義変更の改訂 ・ 株券の不発行への変更に伴う質権の登録及び信託財産の表示の変更 ・ 株券を再発行する旨の規定の廃止 ・ 手数料規程の改訂 ・ 附則条項の規定の廃止 （会社設立時の会社実態を表していない規定） ・ 準拠法の追加（会社法その他の法令）
	10	平成28年10月21日	・ 株式分割の基準日
	11	平成28年11月1日	・ 監査役会の設置 ・ 監査役の員数、常勤監査役、監査役会の招集通知
	12	平成28年11月7日	・ 発行可能株式総数の変更（10万⇒500万株）

	13	平成29年2月17日	・株主名簿管理人に関する規程の新設 ・上場の一環で、目的の変更、条数の変更、条文の移設、表現方法及び字句の修正等
	14	平成30年2月13日	・取締役の任期に関する規程の変更 (取締役 2年⇒1年)
	15	平成30年8月10日	・公告方法の変更 ・発行可能株式総数の変更 ・株式の譲渡制限廃止 ・自己株式の取得に関する規定新設 ・単元株式に関する規定新設 ・単元未満株式の権利制限規定新設 ・株主総会参考書類等のインターネット開示みなし提供規定新設 ・会計監査人に関する規定の新設 会計監査人の選任、任期、報酬等 ・中間配当に関する規定新設
	16	平成31年2月27日	・会計監査人の廃止
	17	平成31年2月27日	・公告方法の変更 ・株式の譲渡制限 ・自己株式の取得に関する規定廃止
	18	令和4年2月25日	・目的の変更（情報システムの削除） ・公告方法の変更 ・株式の譲渡制限廃止 ・自己株式の取得に関する規定新設 ・会計監査人に関する規定の新設 会計監査人の選任、任期、報酬等